

令和3年度 しずおか民家活用推進協議会 定期総会

議事次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 本日の進め方
- 4 議事（票決はリアル+委任状+票決書）
 - 1) 第1号議案 令和2年度 事業報告・決算
 - 2) 第2号議案 規約・役員について
 - 3) 第3号議案 令和3年度 事業計画・予算
 - 4) 第4号議案 “しずみん” 法人化について
 - 5) その他
- 5 会員実績報告
 - 1) 静岡市清水区柏尾近藤邸：wanna × wanna 橋ヶ谷 緑さん
 - 2) 牧之原市中 古民家カフェ「とこ十和」代表 山本 功子さん（映像出演）
 - 3) 静岡市清水区折戸柴田邸：SOYハウス代表 山下 ともちさん
- 6 パネルディスカッション
空き家・民家再生の勘どころ
パネラー1：谷口 ジョイさん（静岡理工科大学准教授、藤枝市在住）
〃 2：内田 勉さん（農業見習い中、ゲストハウスオーナー予定、静岡市在住）
〃 3：猪狩 優介さん（元文化財建造物保存技術協会、伊豆市在住）
コーディネーター：伊藤 光造 しずおか民家活用推進協議会 会長
- 6 閉会

< 第 1 号議案 > 令和 2 年度事業報告・決算

1 令和元年度事業報告

1) 民家の保存活用にかかる情報共有、発信

(1)HP 作成・しずみん通信発行

- ・当会の活動状況報告、空き家・民家の保存活用に係る情報提供を行い、当会の活動を広くアピールしている。<https://shizumin.jimdofree.com/>
- ・リレーエッセイ、会員実績紹介など、本年度は 7~13 号を発行した。
- ・蒲原木下邸。木下先生プロデュースのまちづくり最先端トークセッション

を開催。全国にライブ配信。パネラーは山崎・饗庭・馬場の著名お 3 方。



“しずみん” ホームページ

2) 民家にかかる活用方策の調査・研究

(1)助成事業等

- ・国土交通省、文化庁、観光庁の補助事業を研究し、袋井市等のプロジェクトに提案をしている。

3) 民家活用の活動・事業の実施

(1)松崎 SAKAN アートワールドカップイベント提案

- ・なまこ壁のまち松崎町の活性化と、なまこ壁など漆喰文化の継承を意図するイベントを提案。町と協働で実施にむけて準備中。文化庁・観光庁の助

20201214 蒲原まちづくりトーク成が決定した。



20210305 SOY ハウス

(2)清水区折戸柴田邸活用支援

- ・柴田邸の保存活用活動で立ち上がった SOY ハウスグループの活動を支援してきている。今年度既に 4 回マルシェを実施するなど、積極的な活動が進んでいる。



20201214 蒲原まちづくりトーク

(3)静岡市葵区吉津大橋邸活用

- ・吉津の民家の改修、活用を進めるため、オーナーから“しずみん”が借用し、若者のベンチャー企業である(株)フィールフリーさんに貸与するというサブリース方式のもと、活動が進んでいる。

(4)清水区柏尾の家活用プロジェクト

- ・本年 5 月に活用ワークショップを開催。6 月には子ども WS、7 月には竹の遊具づくりが予定されるなど、活動が立ち上がりつつある。周辺の里山、畑地も含めた活用の展開が期待される。



20210404 袋井金井邸視察

(5)その他の活用プロジェクト

- ・木下先生、木下邸を楽しむ会のベルギービールを飲む会など活用イベントに協力・参加。同じく著名パネラーによるまちづくりトークを開催。
- ・従来から関わっている清水区由比 F 邸、松崎町 I 邸については、コロナの影響もあり、検討が停止している。
- ・清水区・自治会とのコラボ事業。コロナ・役員交代などにより遅延。

4) 空き家活用相談事業

- ・浜北市、湖西市、袋井市について空き家民家の現地確認を実施。
- ・空き家民家を必要とする方の相談にのっている。(3 件)

5) 行政等との協働プロジェクト

- ・清水区元城町自治会、地区社協との連携により空き家活用を相談中。
- ・下田市と地元団体主催の旧市街クリーンアップ作戦に“しずみん”障子貼り隊が参加。
- ・長泉町永井邸、町から保存活用相談を受け事業スキームを提案。残念ながら取壊し。
- ・袋井市金井邸、市からの相談を受け、視察を実施。今後事業提案をしていく。



20210511 柏尾の家子ども WS

6) その他民家活用に係る事業

- ・ほぼ月 1 回研究会(兼役員会)を実施。静岡市安東の古民家・KONOHANA 邸などで開催。
- ・清水辻地区ゲストハウス、全国渡り鳥生活倶楽部(株)さんなどの件、継続検討中

2 決算

◎2020年度会計報告（令和2年6月1日～令和3年5月31日）

貸借対照表

（単位：円）

| <科目> | 金額 | <科目> | 金額 |
|--------|---------|----------|---------|
| 資産の部 | | 負債の部 | |
| ゆうちょ銀行 | 402,321 | 預り金 | 30,000 |
| 現金 | 88,287 | 未払金 | 50,000 |
| 預り金 | 967 | 純資産の部 | |
| | | 当期増減額 | 411,575 |
| 資産合計 | 491,575 | 負債・純資産合計 | 491,575 |

収支計算書

（単位：円）

| <収入> | 金額 | <支出> | 金額 |
|----------|---------|--------------|---------|
| 会費 | 256,000 | 総会 | 0 |
| 前年度繰越金 | 172,319 | しずみん通信・HP 管理 | 50,000 |
| 吉津家賃(収入) | 327,833 | 活用事業 | 54,033 |
| | | 吉津家賃(支出) | 240,546 |
| 利子 | 2 | その他 | 0 |
| | | 次期繰越金 | 411,575 |
| 計 | 756,154 | 計 | 756,154 |

※会員：105名（法人9、一般会員86、顧問・学生10）（未払い25名）

監査報告

会計帳簿、収支決算書等につきまして、帳簿並びに関係証票書類に基づき監査の結果、会計基準等に則り適正に処理されているものと認めます。

令和3年6月23日

監査

本田 弘哉 

しずおか民家活用推進協議会規約

20190415

(名称) 第1条 本会は、「しずおか民家活用推進協議会」(以下「本協議会」という。)と称する。

(事務所) 第2条 本協議会は、事務所を静岡市に置く。

(目的) 第3条 本協議会は、静岡県内を対象に、民家※・空き家の保全活用、街並み景観の修景保全に係る活動を推進し、地域の価値向上や活性化を図ることを目的とする。

※民家：地域の素材や技術により建造され維持されてきている住宅等

(活動) 第4条 本協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1)民家の保存活用にかかる情報共有、発信
- (2)民家にかかる活用方策の調査・研究
- (3)民家活用の活動・事業の実施
- (4)会員の研修・親睦に係る事業
- (5)その他民家活用に係る事業

(会員) 第5条 本協議会の会員は、次のものにより構成される。

- (1)会員 本会の主旨に賛同する個人・法人等
- (2)準会員 本会の主旨に賛同する学生等
- (3)賛助会員 本会の主旨に賛同する個人・法人等

(会費) 第6条 会員は、本規定において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

- (1)会員の年会費は、個人は2,000円、法人は10,000円とし毎年度当初に徴収する。
- (2)準会員の会費は無料とする。
- (3)賛助会員の年会費は、10,000円以上とし、毎年度当初に徴収する。

(役員とその職務)

第7条 本協議会に次の役員を置き、各々の職務を行う。

- (1)会長 1名：協議会を代表し、会務を統括する。
- (2)副会長 1名：会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3)幹事 若干名：本会の運営方針の検討、主な事業実施に携わる。
- (4)会計 1名：本会の出納に関する業務を処理する。
- (5)監事 1名：本会の会計事務を監査する。

(役員、役員会)

第8条 会長・副会長は総会において選任する。幹事・会計・監事は会長が指名し総会で確認する。本会の運営にかかる主要事項検討のため役員会を開催する。役員会には会長・副会長、幹事が出席する。

(事務局) 第9条 本会の事務を処理するために、事務局を置き、事務局長がこれを担う。

(総会) 第10条 総会は、年1回以上開催し、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員を選出その他必要な事項を審議する。

2 総会は、会員をもって構成し、その過半数の出席を得て開催する。

3 総会は、会長が招集し会長が議長となる。議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会計年度) 第11条 協議会の会計年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

<附則>

- 1 この規約は、令和元年6月30日から施行する。
- 2 協議会設立時の役員の任期は、令和2年5月31日までとする。
- 3 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、総会の承認を得て、別に定める。

<付則に基づき別に定めるもの> (令和元年6月30日) (案)

- 1 事務局を(有)松永和廣設計事務所(〒424-0012 静岡県静岡市清水区下野西4番5号)におく
- 2 会の略称を“しずみん”という。
- 3 年度途中の入会の場合、会費は半期以降は半額とする。

<R3 年度役員案>

| | | | |
|--------|--------------|-------|-----------|
| (1)会長 | 伊藤光造 | 東部担当 | 森勲 |
| (2)副会長 | 木下勇 塩見寛 | 西部担当 | 山内秀彦 |
| (3)幹事 | 情報担当 杉山智之 | (4)会計 | 松永達哉 |
| | 調査研究担当 塩見寛 | (5)監事 | 本田弘哉 |
| | 事業担当 稲葉穰、松永和 | (6)顧問 | 天野光一 児玉善郎 |
| | 廣、小長谷敦史、松浦英泰 | | 後藤治 林泰義 |

<第3号議案> 令和3年度事業計画・予算

1 事業計画

1) 空き家・民家再生活用にかかる情報共有、発信

(1)ホームページの作成

- ・ホームページの継続、充実を図る。

(2)“しずみん通信”(メルマガ)の発行

- ・民家レスキュー情報、会員実績紹介など、概ね2か月に1回発行する。

2) 民家にかかる活用方策の調査・研究

(1)助成事業等他

- ・国土交通省空き家対策総合支援事業への応募。同人生100年住環境整備モデル事業への応募。
(由比福島邸、袋井金井邸、折戸柴田邸など)
- ・その他事例収集など自主活動の実施。

3) 空き家・民家再生活用の活動・事業の実施

(1)「松崎町 SAKAN アートワールドカップ」イベントの実施

- ・地元松崎町とのコラボのもと、文化庁・観光庁の助成を活用し事業を推進する。

(2)民家活用サポート

- ・折戸柴田邸(SOYハウス)、柏尾近藤邸(wanna × wanna)、吉津大橋邸(ととのうプロジェクト)における活動支援を継続する。

(3)新規活用プロジェクトの立ち上げ

- ・松崎I邸、由比F邸について、コロナ禍の状況を見計らいつつできるだけ活動を前進させる。

(4)空き家・民家再生活用相談事業

- ・提供サイド、需要サイド双方の相談にのり、空き家・民家再生活用を進める。

(5)その他の事業推進

- ・清水区元城町自治会、地区社協との連携により空き家活用を推進。
- ・全国渡り鳥生活倶楽部(株)その他のプロジェクトとの協力。

4) 行政とのコラボ事業の推進

- ・袋井市、下田市など行政との協働による空き家・民家再生活用プロジェクトの推進を図る。

5) 会員の研修・親睦に係る事業

- ・高知県丸亀市(多世代交流施設)、大阪府杉本町(みんな食堂)等視察、会員親睦研修のため研究会等の開催、県内民家活用の団体・グループ交流。

6) その他事業

2 予算

◎2021年度予算（令和3年6月1日～令和4年5月31日）

収支計算書

（単位：円）

| ＜収入＞ | 金額 | ＜支出＞ | 金額 |
|-------|---------|---|---------|
| 会費 | 250,000 | 総会 | 50,000 |
| サブリース | 120,000 | しずみん通信 | 20,000 |
| 前年度繰越 | 411,575 | HP制作経費 | 30,000 |
| — | | 活用事業 ・松崎プロジェクト 100,000 ・折戸S邸 60,000— ・柏尾M邸 60,000— ・吉津O邸 60,000— ・その他 100,000— | 380,000 |
| 利子 | 2 | その他 | 301,577 |
| 計 | 781,577 | 計 | 781,577 |

＜第4号議案＞ “しずみん” 法人化について

- ・“しずみん”の事業展開において法人化が必要となってきた。
 - “しずみん”は空き家・民家再生活用に係る公益的事業を行うことが主たるねらいである。そのねらいを実行するため、法人化が望まれる。
 - 行政との協働事業を実施する際に、任意団体よりも法人であることが望ましい。
 - 既に国の補助事業を受けて実施する際に、資金確保など法人でないと実質難しい局面がでてくる可能性がある。またこのような補助事業を受ける際に法人であることが望まれる場合もある。
 - 松崎町I邸について寄贈の打診を受けている。今後の事業展開には、所有者となることが望まれる。
 - 法人化には、特定非営利活動法人、社団法人、株式会社などがある。このなかである程度公益性の性格を有しかつ設立が容易である社団法人が適している。
- ★できるだけ早期に一般社団法人化を図る。